

仕様書の変更点（短期集中予防支援訪問サービス業務）

令和7年度	令和8年度（案）
<p>7 実施手順</p> <p>本業務によるサービス提供は、次の手順で実施する。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) サービス担当者会議</p> <p>利用者、利用者の家族、地域包括支援センター等の担当ケアマネジャー、サービス提供事業者等で行うサービス担当者会議に出席し、利用者の心身の状況や改善可能性、課題等についての共有を図るとともに、効果的なサービス提供とするための調整を行う。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) 事前アセスメント</p> <p>サービス提供に際して考慮すべきリスクや利用者等のニーズ、居宅生活における生活機能の状況等を把握するため、専門職は、地域包括支援センター等が作成した「利用者基本情報」、「基本チェックリスト」_____及び「介護予防サービス・支援計画書（以下「ケアプラン」という。_____）」等を参考に、サービス提供の初日に事前アセスメントを行う。</p>	<p>7 実施手順</p> <p>本業務によるサービス提供は、次の手順で実施する。</p> <p>(1) （現行に同じ。）</p> <p>(2) サービス担当者会議</p> <p>利用者、利用者の家族、地域包括支援センター等の担当ケアマネジャー、サービス提供事業者等で行うサービス担当者会議に出席し、利用者の心身の状況や改善可能性、課題等についての共有を図るとともに、効果的なサービス提供とするための調整を行う。なお、サービス担当者会議の開催は、利用者が広島市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱（以下「介護予防ケアマネジメント事業実施要綱」という。）第6条第2号に規定する「ケアマネジメントB」によりサービスを利用する場合に限り、地域包括支援センター等との連絡調整や打合せなどサービス担当者会議に類するものとして利用者の情報や援助の方針等を共有することで実施したものとみなすことができるものとする。</p> <p>(3) （現行に同じ。）</p> <p>(4) 事前アセスメント</p> <p>サービス提供に際して考慮すべきリスクや利用者等のニーズ、居宅生活における生活機能の状況等を把握するため、専門職は、地域包括支援センター等が作成した「利用者基本情報」、「基本チェックリスト」、「広島市版アセスメントシート」及び「介護予防サービス・支援計画書（以下「ケアプラン」という。利用者がケアマネジメントBによりサービスを利用する場合は作成されない。）」等を参考に、サービス提供の初日に事前アセスメントを行う。</p>

<p>(5) (略)</p> <p>(6) サービスの提供 ア～ウ (略)</p> <hr/> <p>(7) 事後アセスメント・評価の実施 ア 専門職は、サービスの最終実施日に事後アセスメントを行い、目標の達成度、居宅における生活機能及び関連するQOLの変化等を記録して評価を行うとともに、評価結果を踏まえ、その後の支援方針について地域包括支援センター等と連携して検討を行う_____。</p> <p>イ～ウ (略)</p>	<p>(5) (現行に同じ。)</p> <p>(6) サービスの提供 ア～ウ (現行に同じ。)</p> <p>エ サービス提供期間中に、利用者の状況の変化があれば、直ちに地域包括支援センター等に相談する。</p> <p>(7) 事後アセスメント・評価の実施 ア 専門職は、サービスの最終実施日に事後アセスメントを行い、目標の達成度、居宅における生活機能及び関連するQOLの変化等を記録して評価を行うとともに、評価結果を踏まえ、その後の支援方針について地域包括支援センター等と連携して検討を行うものとし、生活機能等が改善したことにより、介護予防ケアマネジメント事業実施要綱第6条第4号に規定する「卒業に関するケアマネジメント」が実施された場合は、卒業加算を算定するものとする。</p> <p>イ～ウ (現行に同じ。)</p>
<p>8 サービス提供期間等 サービス提供期間等は、地域包括支援センター等が作成するケアプラン__を踏まえて決定し、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>8 サービス提供期間等 サービス提供期間等は、地域包括支援センター等が作成するケアプラン等を踏まえて決定し、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (現行に同じ。)</p>
<p>11 実績報告書等の提出 (1) 受注者は、サービス提供を行った月_____の翌月10日まで(ただし、3月分については3月31日まで)に、以下のとおり実績報告書等を発注者(広島市健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課)に提出し、検査を受けるものとする。</p> <p>ア 短期集中予防支援訪問サービス実績報告書</p>	<p>11 実績報告書等の提出 (1) 受注者は、サービス提供を行った月(卒業加算を算定する場合にあっては、地域包括支援センター等からケアマネジメント結果票の写しの提供を受けた月)の翌月10日まで(ただし、3月分については3月31日まで)に、以下のとおり実績報告書等を発注者(広島市健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課)に提出し、検査を受けるものとする。</p> <p>ア 短期集中予防支援訪問サービス実績報告書</p>

<p>イ 短期集中予防支援訪問サービス利用状況（利用明細）</p> <hr/> <p>— (2)～(3) (略)</p>	<p>イ 短期集中予防支援訪問サービス利用状況（利用明細）</p> <p>ウ 卒業加算を算定する場合には、ケアマネジメント結果票の写し</p> <p>(2)～(3) (現行に同じ。)</p>
--	---